未受精卵子の凍結保存についての当院の規定【同意書-02-008（1 版 2020 年 8 月）】

（1）未受精卵子の凍結保存期間・料金

□ ①未受精卵子の凍結保存期間は、凍結日から 2 年間です。
また、この間の凍結保存の料金は当院の料金表に準じます（詳しくは最新の料金表をご参照下さい）。

□ ②凍結保存未受精卵子の融解を申し入れた日が、凍結保存期間中であっても、融解を行う日が凍結期間満了日を 1 日でも過ぎる場合、1 年分の凍結保存継続管理料が発生します。

（2）患者様から当院への連絡義務

※当院から患者様へ保存期間満了についての連絡義務はありません。

□ ①凍結保存期間満了日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に、保存期間を延長するか、廃棄するかを、当院へ連絡し、未受精卵子の凍結保存時の請求書と同時にお渡しする「凍結保存　未受精卵子　保存期間延長および廃棄の同意書」（以下書類とする）に署名し、当院へ提出して下さい。
もし、凍結保存期間内に連絡がない場合は、保存期間延長の意思がなく未受精卵子の所有権を放棄したものとみなし、当院は当該保存未受精卵子を廃棄します。

□ ②連絡先（住所や電話番号）が変更になる場合は、変更後 1 ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。

□ ③妻が死亡した場合は、夫が 1 ヶ月以内に当院へ連絡し、廃棄の手続（書類に署名して当院へ提出）を行って下さい。
この場合、未受精卵子の所有権は当院に帰属し、未受精卵子は廃棄します。

□ ④離婚した場合、夫が死亡した場合、夫が行方不明になった場合は、妻が 1 ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。この場合、未受精卵子の所有権は妻に帰属し、妻との意思確認によって、その後の未受精卵子の取扱いを判断します。

□ ⑤郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません（必要に応じ、書留等をご利用下さい）。

（3）未受精卵子の凍結保存期間の延長をする場合

□ ①凍結保存期間の延長を希望する場合は、保存期間満了日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。3 ヶ月より前の書類の受付はしておりません。当院で書類受領後、後日、凍結保存継続管理料の請求書をお渡しします。凍結保存継続管理料は当院の料金表に準じます（詳しくは最新の料金表をご参照下さい）。

□ ②支払は、請求書発行日から 20 日以内に行って下さい。ただし、凍結保存期間満了日以降に融解した未受精卵子を用いた治療等を行う場合は、治療開始の予約をする日までに支払を行って下さい。支払後、凍結保存期間満了日より 1 年間、凍結保存期間が延長されます。支払期限内に支払がない場合は、当該保存未受精卵子を廃棄しますが、支払の義務は残ります。

□ ③凍結保存期間延長手続の回数は原則として 8 回までとし、保存期間は凍結から最長 10 年とします。
また、保存期間延長の手続を行う際に、妻が生殖年齢（当院では 50 歳）を超えた場合は、保存期間延長の手続は行えません。

□ ④凍結保存期間中に、本規定が変更になった場合（凍結保存継続管理料の増減や保存期間の変更等）、変更直後の延長手続時から、変更された最新の規定が適用になります。

（4）未受精卵子の凍結保存期間を延長せずに廃棄を希望する場合

□ ①凍結保存期間の延長をせずに廃棄を希望する場合は、原則、保存期間満了日の 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。ただし、廃棄を希望する場合に限り、3 ヶ月より前の書類の受付もしております。当院で書類受領後、廃棄を行います。

（5）凍結保存未受精卵子の融解、および融解した未受精卵子を用いた治療を希望する場合

□ ①凍結保存未受精卵子の融解、および融解した未受精卵子を用いた治療を希望する場合は、医師との相談の上で「凍結保存未受精卵子の融解（解凍）の同意書」および「顕微授精-胚移植法（ICSI-ET）の同意書」に署名し、当院へ提出して下さい。

□ ②夫婦のいずれかでも凍結保存継続管理料等の未払がある場合は、治療開始の予約ができません。また、支払を行い、治療を開始した場合でも、治療中に新たに未払が発生した場合は、治療を継続することができません。

（6）当院の閉院等で未受精卵子の凍結保存が継続できなくなる場合

□ ①閉院等で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結保存未受精卵子を移送する手続を行う等、できる限りの範囲で対応しますが、移送先の施設は、患者様ご自身で探して頂きます。

□ ②やむを得ない何らかの理由（医師の急死や感染症の蔓延等）で、突然閉院になった場合や、不慮の事故や災害（天災、火災等）が起こった場合、やむを得ず凍結保存の継続ができなくなる場合があります。

施設責任者　セキールレディースクリニック　院長　関　守利